

【保育所等の設備運営基準条例の改正について】

1 概要

- 平成27年12月4日：厚生労働省・保育士等確保対策検討会による、「保育の担い手確保に向けた緊急的なとりまとめ」を踏まえ、
- 平成28年2月18日：厚生労働省令第22号 公布  
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 及び 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（施行日：平成28年4月1日）  
【内容】職員の配置の要件につき、特例を追加して要件を緩和するもの  
※上記の「児童福祉施設の～基準」・・・保育所における保育室の面積要件や職員配置要件を定めているもの  
" 「家庭的保育事業等の～基準」・地域型保育事業における保育室の面積要件や職員配置要件を定めているもの
- 平成28年3月17日：上記国の基準に基づき、本市において制定している条例を改正（議決）  
今後改正条例の公布に向けた手続きを行い、平成28年4月1日施行予定  
・適用対象施設：市立・私立保育所、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所

2 国の特例の具体的内容等

①朝夕の保育士配置の要件弾力化

現 行	改正後	参 考
朝夕などの、仮に児童がいない時間帯であっても、1施設に保育士は最低2人必要 (⇒とはいえ、人材確保や勤務シフト管理が困難な現状)	当分の間、保育士2人のうち、1人に限り、保育士資格を有しない者の配置を認める	左記の弾力化につき、今年度のみ緊急的な措置として国が通知を发出

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

現 行	改正後	参 考
幼稚園教諭、小学校教諭の配置は認められていない	当分の間、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭も、保育士とみなして配置を認める(ただし、基準上の配置保育士の1/3を超えない範囲とする)	・幼稚園教諭：主に3～5歳 ・小学校教諭：主に5歳 ・養護教諭：年齢要件なし

③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

現 行	改正後	参 考
認可基準上必要な保育士数のほか、勤務シフト等の体制を柔軟にするために必要な人員等についても、保育士で満たす必要がある	当分の間、認可基準以外の人員について、保育士資格を有しない者の活用を認める(ただし、基準上の配置保育士の1/3を超えない範囲)	左記の対応が想定される対象範囲(⇒研修代替要員、年休代替要員、休憩保育士など)

※本市条例の改正にあたり採用する特例(①及び②のみ)

※待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的なものとして整理し、改正された国の基準

3 本市の条例改正における対応について(考え方)

本市においては、次の理由により、前記①～③のうち、①及び②のみ、本市の条例においても国と同様の改正を行う(③の内容についての条例改正は質の確保の観点から改正を行わない)

- ①～③： 待機児童解消等に向けた国の施策に基づき、保育士確保が困難である現状に即し、前記有識者で組織される意見を踏まえた国の改正
- ②： いずれも免許のある有資格者であり一定の質は担保
- ③： 保育士資格を有しない者が、年休代替職員としてクラス担任として保育を行う場合等がありうるなど、保育の質に直接的に関わる可能性があり、市としては、質の確保の観点等から当該特例の条例への適用は行わない(従来通り)。【結果的には、国は今回要件緩和に動く一方、市はこの分の改正を見送るため、市の要件が国より高くなる】

【参考】国省令及び本市条例抜粋(本則規定)

	国省令	市条例
名称	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
条文	<p>(職員)</p> <p>第33条 (1 略)</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、<u>保育所一につき2人を下ることはできない。</u></p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第26条 (1～2 略)</p> <p>3 第1項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、<u>一の保育所につき2人を下回ることはできない。</u></p>

	国省令	市条例
名称	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
条文	<p>(職員)</p> <p>第29条 (1、3 略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に<u>1を加えた数以上とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>(職員)</p> <p>第44条 (1、3 略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、<u>保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。</u></p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第30条 (1、3 略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に<u>1を加えた数以上とする。</u></p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。) おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。) おおむね30人につき1人</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員の配置の基準)</p> <p>第45条 (1、3 略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、<u>一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。</u></p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。) おおむね20人につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。) おおむね30人につき1人</p>